

令和3年12月27日

お客様各位

新型コロナウイルス感染症に関する岩手産業文化センター
使用許可の条件の撤廃および感染防止対策の見直しについて

岩手産業文化センター
館長 佐々木 康夫

平素より、当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

当施設の新型コロナ感染症感染拡大防止のため、令和2年6月22日より使用許可へ条件を付し運営してまいりましたが、この度、令和3年11月19日付 政府基本的対処方針の変更を受け上記付加条件を令和4年1月より撤廃し、下記のとおり新たに感染拡大防止対策を実施することといたします。

記

1、使用許可付加条件撤廃に伴い中止する感染拡大防止対策

- ① 当館への主催者関係者一覧表の提出。
- ② 当館への参加者一覧表の提出。

2、新たに実施する感染拡大防止対策

- ① 体温37.5℃以上の来館者に対する「入場の制限」及び「主催者による参加者への事前告知」。
- ② 来館者の検温、マスク着用、手指のアルコール消毒の実施。
- ③ 主催者は、岩手県のホームページ「イベント開催制限について」を確認のうえ事前準備。

なお、施設ガイドラインで設定していた催事場の定員制限は令和3年12月より解除し、従来の定員数に戻したうえで、政府基本的対処方針に沿った運用をしてまいります。

また、令和2年4月以降、催事中止時の主催者負担軽減のための特例措置として、利用料金の支払いを「後払い」としてまいりましたが、新型コロナ感染症による催事中止リスクが低い状況が続いていることから、令和4年4月より利用料金の支払いについて、本来の「原則前払い」へ戻すことといたします。お客様には、なにとぞご理解の上ご協力をお願いいたします。

以上